

# ポストコロナに向けた経済構造転換・好循環の実現を図る

OAG税理士法人 法人税部 板垣 寛久 早瀬 和也

令和3年度(2021年度)税制改正大綱には、企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)およびカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置や、こうした投資を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限を引き上げる税制の創設が盛り込まれました。また、併せて中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す税制も創設されております。今後通常国会で変更になる可能性もありますので、ご留意ください。

## 法人税

### (1) デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

産業競争力強化法に基づく事業適応計画(仮称)の認定を受け、事業適応(仮称)の用に供するためにソフトウェアの新設・増設を行い、またはその事業適応に必要なソフトウェアの利用費用(繰延資産となるものに限る)を支出した場合、取得価額または繰延資産となる額の合計額(300億円を限度とする)に対して右表の特別償却と税額控除を選択適用できます。

	対象資産	事業適応設備	繰延資産
特別償却		取得価額×30%	繰延資産の額×30%
税額控除	下記以外	取得価額×3%	繰延資産の額×3%
	グループ外の事業者とデータ連携する場合	取得価額×5%	繰延資産の額×5%

※事業適応設備:一定の要件を満たすソフトウェア、機械装置、器具備品  
 ※適用時期:産業競争力強化法の改正法の施行日から令和5年(2023年)3月31日までに新設等をしたもの

### (2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を行った場合には、一定の要件の下、その取得価額について右表の特別償却と税額控除を選択適用できます。

特別償却		取得価額×50%
税額控除	下記以外	取得価額×5%
	温室効果ガスの削減に著しく資するもの	取得価額×10%

### (3) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

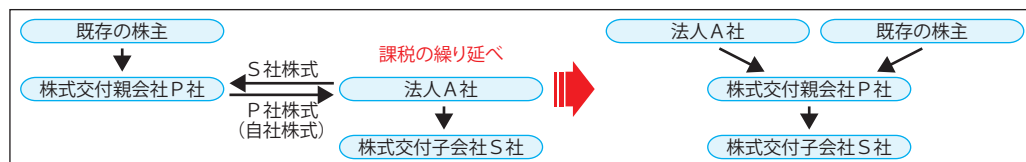
産業競争力強化法の改正を前提に、コロナ禍の影響による適用事業年度<sup>※1</sup>に生じた特例対象欠損金額<sup>※2</sup>について、事業再構築等に係る投資に応じた範囲で、繰越欠損金の控除上限を最大100%に引き上げる措置が講じられます。

※1:「基準事業年度開始の日以後5年以内に開始した事業年度」「事業適応計画の実施時期を含む事業年度」「令和8年(2026年)4月1日以前に開始する事業年度」のいずれにも該当する事業年度

※2:令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)4月1日までの期間内の日を含む事業年度で生じた青色欠損金額

### (4) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

自社株式を対価として、対象会社株主から株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税の繰延措置が創設されます。その際、自社株式に併せて金銭等を交付する「混合対価」を一定程度認め、期限の定めのない措置となります。



### (5) 研究開発税制の見直し

試験研究費の範囲の見直し	控除上限、控除率の見直し等
研究開発費として損金経理した金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものを加え、リバースエンジニアリングが除外されます。また、開発中の技術をその開発者が試行した場合、その技術に係る試験研究が工学または自然科学に関する試験研究に該当するときは、その技術がその者の業務改善に資するものであっても、その試験研究費は研究開発税制の対象となる等、研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲が明確化されます。	研究開発投資を増額していくインセンティブが維持されるよう、控除上限の引き上げ、控除率の見直しが行われます。また、中小企業者等が試験研究を行った場合の税額控除についても同様の見直しが行われます。さらに、オープンイノベーション型の対象範囲も拡充されます。

### (6) 給与等の引き上げおよび設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し

新規雇用者給与等支給額の増加割合が、新規雇用者比較給与等支給額に対して2%以上の場合は、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できます。控除上限は、法人税額の20%です。

税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られません。適用期限は、令和4年度(2022年度)末までです。

	改正前	改正後
制度名	中堅・大企業向け賃上げ税制	人材確保等促進税制
通常要件	継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加かつ 国内設備投資額が減価償却費の95%以上	新規雇用者(新卒・中途)給与等支給額が前年度より2%以上増加
措置内容	雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除	新規雇用者給与等支給額 <sup>(※)</sup> の15%を税額控除 ※雇用者給与等支給額の増加額が上限
上乗せ要件	教育訓練費が過去2年度平均より20%以上増加	教育訓練費が前年度より20%以上増加
措置内容	控除率を5%上乗せ	控除率を5%上乗せ

**(7) 中小企業投資促進税制の見直し、延長等**

対象となる指定事業、法人、資産を見直した上で、適用期限が令和5年(2023年)3月31日まで2年延長されます。また、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に取り込まれる形で適用期限をもって廃止となります。

**(8) 中小企業経営強化税制の見直し、延長**

関係法令の改正を前提に、対象となる設備に「経営資源集約化設備(D類型)」「(修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備)を追加した上で、適用期限が令和5年(2023年)3月31日まで2年延長されます。

**(9) 中小企業者等の法人税率の特例期限の延長**

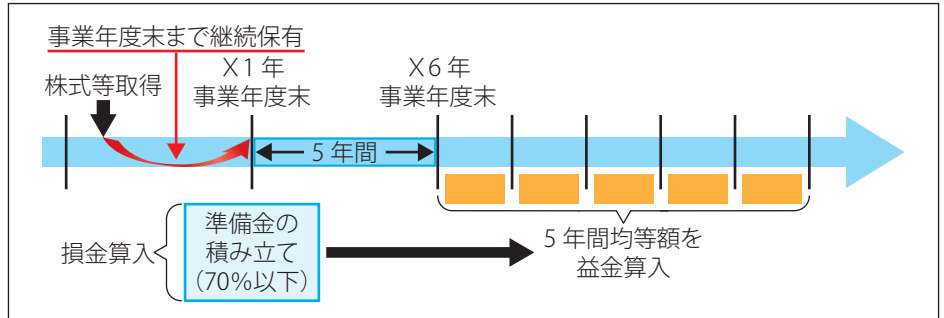
中小企業者等の軽減税率については、年800万円以下の所得金額について、2年間延長されます。

**(10) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設**

中小企業等経営強化法の改正を前提に、改正法の施行日から令和6年(2024年)3月31日までに同法の経営力向上計画(経営資源集約化措置(仮称)が記載されたものに限る)の認定を受けた中小企業者が、同計画に従って他の法人の株式等を取得(購入による取得に限る)し、事業年度終了の日まで引き続き保有し、取得価額(10億円超の場合を除く)の70%以下を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときには、その積み立て額をその事業年度に損金算入できることになります。

また、この準備金は5年経過後から5年間で均等額を取り崩して益金算入されます。

なお、その株式等を有しなくなった場合などには、5年経過前でも取り崩して益金算入されます。



**(11) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し、延長**

下記の見直しをした上で、その適用期限が2年延長されます。(令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31までに開始する事業年度)

	改正前	改正後 ※改正項目のみ抜粋
適用要件	継続雇用者給与等支給額の対前年比増加割合が1.5%以上	雇用者給与等支給額の対前年比増加割合が1.5%以上
税額控除上乘せ要件	継続雇用者給与等支給額の対前年比増加割合が2.5%以上	雇用者給与等支給額の対前年比増加割合が2.5%以上
給与等の支給額から控除する範囲	給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額	要件を判定する場合には、給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額に雇用調整助成金およびこれに類するものの額が含まれないことを明確化

**消費税**

**課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し**

	改正前	改正後
適用開始課税期間	提出した承認申請書に関し、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から	承認申請書を提出した日の属する課税期間の末日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、その承認申請書を提出した日の属する課税期間から

**納税環境整備**

**電子帳簿等保存制度の見直し**

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、承認制度が廃止され、一定の要件を満たす電子帳簿に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税が5%軽減されます。スキャナ保存制度については、承認制度が廃止され、各要件が緩和、廃止されるとともに、電磁的記録の適正な保存を担保するための措置が講じられます。

**《成長戦略をサポートする税務は、OAG 税理士法人にお任せください》**

OAG 税理士法人には、税制改正を成長戦略に活かすノウハウがあります。短期の計画から長期の戦略まで、強力にサポート致します。

**お問い合わせ先**

**OAG 税理士法人 法人税部 Tel. 03-3237-7530**